

日本貨物鉄道株式会社防災業務計画

Ⅱ 東海地震編

平成 16 年 8 月

日本貨物鉄道株式会社

目 次

第1章	総 則		
第1節	目 的		1
第2節	実施の方針		1
第2章	東海地震観測情報発表後の対応		
第1節	東海地震観測情報の連絡等		1
第2節	要員の確保等		1
第3章	東海地震注意情報発表後の対応		
第1節	東海地震注意情報の連絡		1
第2節	地震防災対策本部等の設置		2
第3節	注意情報発表後の対策の実施状況に関する 情報の収集及び報告		2
第4節	列車の運転規制		2
第5節	緊急広報		2
第6節	その他の準備		3
第4章	東海地震予知情報及び警戒宣言発表後の対応		
第1節	東海地震予知情報の連絡		3
第2節	地震災害警戒本部の設置		3
第3節	予知情報及び警戒宣言発表後の対策の実施 状況に関する情報の収集及び伝達		4
第4節	列車の運転等		4
第5節	緊急広報		4
第6節	緊急輸送		4
第7節	施設・設備の整備点検		4
第8節	発災後に備えた人員等の配備手配		4
第5章	施設の整備		
第1節	大規模地震対策特別措置法第6条第1項第2号 に規定する施設等の整備		5
第2節	その他の施設の整備		5
第3節	線路に近接する施設等の整備		5
第6章	事前対策		
第1節	地震防災訓練		5
第2節	地震防災上必要な教育		5
第3節	関係機関への応援要請		6
第4節	消防対策		6
第5節	非常用食料、応急復旧用資材等の確保		6

平成 16 年 4 月制定
改正 平成 16 年 8 月 27 日総達 6

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この東海地震編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき作成した防災業務計画（以下「計画」という。）であって、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が地震防災上実施する災害予防、地震防災応急対策等に関する事項を防災基本計画及び地震防災基本計画を基本として定めたものであり、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における社員の安全確保並びに発災後の輸送の早期確保をはかることを目的とする。

第 2 節 実施の方針

この計画は、第 1 節の目的を達成するため、第 2 章以下に掲げる対策を更に深度化し、訓練等を通じてこの計画に基づいた関係者の即応体制の確立をはかるとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

なお、強化地域内の関係地方機関における具体的な対策については、各関係地方機関の長が定める地震防災に関する計画により実施するものとする。

第 2 章 東海地震観測情報発表後の対応

第 1 節 東海地震観測情報の連絡等

東海地震観測情報（以下「観測情報」という。）が発表された場合の連絡は、別紙 1 により行う。

なお、地震防災対策本部に関係する本社内各長及び関係地方機関の長は、あらかじめ地震防災に関する応急対策を実施するための体制、連絡系統など具体的措置を定め、所属社員及び社内の関係箇所への周知徹底をはかるものとする。

第 2 節 要員の確保等

地震防災対策本部に関係する本社内各長及び関係地方機関の長は、観測情報が発表された場合は、必要により関係社員を招集する等、情報の収集活動などが円滑に実施されるよう体制を整えておくものとする。

第 3 章 東海地震注意情報発表後の対応

第 1 節 東海地震注意情報の連絡

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合の連絡は、別紙 1 により行う。

第2節 地震防災対策本部等の設置

- 1 注意情報が発表された場合は、本社及び関係地方機関に地震防災対策本部を設置するものとする。

なお、本社の地震防災対策本部（以下「本社地震防災対策本部」という。）は本社ビル内に設置することとし、本社地震防災対策本部を設置したときは、関係行政機関へその旨報告する。
- 2 本社及び関係地方機関は、注意情報発表時の非常召集要員（以下「地震対策の関係者」という。）をあらかじめ指定するとともに、連絡方法についても同様に定めておくものとする。
- 3 地震対策の関係者は、注意情報が発表されたことを知った時は、原則として勤務箇所に、直ちに参集するものとする。
- 4 本社地震防災対策本部の組織及び任務は、次に掲げるもののほか、第4章第2節第4項に規定する本社地震災害警戒本部（以下「本社警戒本部」という。）の組織及び任務に準ずるものとする。
 - (1) 本部長は、社長とし、本社地震防災対策本部の業務を統轄する。
 - (2) 副本部長は、ロジスティクス本部長とし、本部長を補佐し、本部長不在の場合は、その職務を代理する。
- 5 本社地震防災対策本部は、第4章第2節第1項に規定する本社警戒本部が設置されたとき又はその任務を満了したときに廃止する。

第3節 注意情報発表後の対策の実施状況に関する情報の収集及び報告

- 1 関係地方機関の地震防災対策本部は、注意情報発表後の列車の運転規制状況等をすみやかに、本社地震防災対策本部に対し、報告するものとする。
- 2 本社地震防災対策本部は、前項の報告に基づき、関係行政機関に注意情報発表後の対策の実施状況について報告する。

第4節 列車の運転規制

- 1 警戒宣言が発せられたときに列車の輸送手配が円滑に行われるよう、注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合は、運転を継続する。

この場合、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないものとする。
- 2 前項の貨物駅の抑止手配については、あらかじめ定めておくものとする。

なお、抑止した場合は、危険品等を積載したコンテナは貨車から取卸すなど、安全確保に努めるものとする。
- 3 列車の運転再開は、注意情報が解除されたときに、関係旅客鉄道会社と打合せのうえ、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、行うものとする。

第5節 緊急広報

注意情報が発表されたときは、列車の運転等を規制することなどを報道することとし、報道の方法、内容については、あらかじめ定めておくものとする。

第6節 その他の準備

注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられたときに取りるべき施設、設備に関する応急対策が円滑に実施できるように、その準備を行うものとし、次の各号に掲げる対策を実施するものとする。

- (1) 関係業務機関は、緊急輸送用自動車の整備、点検を行うものとする。
- (2) 発災時危険が予想される建物等危険区域への立入禁止のために用いる柵、ロープ、掲示板等を準備するものとする。
- (3) 工事現場等においては、警戒宣言が発せられたとき、速やかに工事等を中止できるように必要な準備を行うものとする。
- (4) 災害復旧に係る業務機関では、警戒宣言発令時に関係社員を円滑に非常参集できるように体制を整えておくものとする。
- (5) 関係業者に復旧要員の人数の把握を依頼するものとする。
- (6) 復旧用資材・機器の所在、数量等を確認するとともに関係業者の手持ちの資材・機器についてもその数量等の把握を依頼するものとする。

第4章 東海地震予知情報及び警戒宣言発表後の対応

第1節 東海地震予知情報の連絡

東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）及び警戒宣言が発表された場合の連絡は、別紙1に準じて行う。

第2節 地震災害警戒本部の設置

- 1 予知情報が発表された場合は、本社及び関係地方機関に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

なお、本社警戒本部は本社ビル内に設置することとし、警戒本部を設置したときは、関係行政機関へその旨報告する。
- 2 本社及び関係地方機関は、予知情報及び警戒宣言発表時の地震警戒の関係者をあらかじめ指定するとともに、連絡方法についても同様に定めておくものとする。
- 3 地震警戒の関係者は、予知情報及び警戒宣言が発表されたことを知ったときは、原則として勤務箇所に、直ちに参集するものとする。
- 4 本社警戒本部の組織及び任務は、次に掲げるもののほか別紙2のとおりとする。
 - (1) 本部長は、社長とし、本社警戒本部の業務を統轄する。
 - (2) 副本部長は、ロジスティクス本部長とし、本部長を補佐し、本部長不在の場合は、その職務を代理する。
- 5 本社警戒本部は、本社災害対策本部が設置されたとき又はその任務を終了したとき廃止する。

第3節 予知情報及び警戒宣言発表後の応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達

- 1 予知情報及び警戒宣言が発表された場合、関係地方機関の警戒本部は、社員の安全確保及び列車の運転規制状況等をすみやかに、本社警戒本部に対し報告するものとする。
- 2 本社警戒本部は、前項の報告に基づき、関係行政機関の地震災害対策本部に予知情報及び警戒宣言発表後の応急対策の実施状況を報告するとともに、関係箇所へ必要に応じ、報告、指示又は要請を行う。本社警戒本部の連絡体制は別紙3のとおりとする。
なお、関係地方機関においても本社に準じて連絡体制を整えておくものとする。
- 3 第1項の情報の収集及び伝達の緊急通話を確保するため、緊急連絡電話を指定するほか、可搬型衛星通信装置などの配備を進めるものとする。

第4節 列車の運転等

列車の運転再開は、警戒宣言が解除されたときに、関係旅客鉄道会社と打合せのうえ、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、行うものとする。

第5節 緊急広報

予知情報及び警戒宣言が発表されたときは、列車の運転等を規制することなどを報道することとし、報道の方法、内容についてはあらかじめ定めておくものとする。

第6節 緊急輸送

予知情報及び警戒宣言が発表された場合の応急対策の実施に必要な要員、資材及び機器等の緊急輸送は、緊急輸送用自動車によるものとする。

なお、関係業務機関はあらかじめ運行計画を定め、必要台数につき緊急輸送用自動車の承認をとっておくものとする。

第7節 施設、設備の整備点検

- 1 発災時危険が予想される建物等危険区域への立入禁止のため、柵、ロープ等で区画するとともに、必要な掲示を行うものとする。
- 2 ボイラー等の機械類は、最も安全な状態で停止処置をとるとともに、必要な掲示を行うものとする。
- 3 作業現場においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のための所要の安全措置を施したうえ、作業を中止するものとする。
- 4 工事現場においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のため、必要により仮設物等の撤去又は補強を行ったうえ、工事を中止するものとする。

第8節 発災後に備えた人員等の配備手配

- 1 災害復旧に関する業務機関では、関係社員を非常招集する等、発災後に備えた体制を整えておくものとする。
- 2 関係業者に復旧要員の待機を依頼するとともに、その人数を把握するものとする。

第5章 施設の整備

第1節 大規模地震対策特別措置法第6条第1項第2号に規定する施設等の整備

応急対策を実施するため、必要な情報連絡設備等を整備する。

第2節 その他の施設の整備

鉄道施設の地震に対する安全性の強化、地震時の長期間不通防止等の観点から、関連施設の耐震化をはかる。

第3節 線路に近接する施設等の整備

線路に近接する施設等（こ線道路橋、線路近接建築物、煙突等）の落下、倒壊による鉄道線路への被害防止については、被害発生のおそれのある施設等の管理者等に対し、施設整備を緊急に実施するよう要請するとともに、関係官庁に対し、施設整備の指導並びにその推進を要望する。

また、線路に近接する当社用地外の斜面、のり面等の崩壊、土石流等により鉄道施設が被害を受けるおそれのある箇所についても、強化対策等の実施を関係官庁等に要請する。

第6章 事前対策

第1節 地震防災訓練

1 関係社員に対して、地震防災応急対策及び地震災害応急対策に必要な次の各号に掲げる内容の訓練を行うとともに、地方自治体等が実施する総合共同訓練に積極的に参加し、必要な知識の吸収に努めるものとする。

- (1) 注意情報、予知情報及び警戒宣言等の発表後の伝達訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 列車の運転規制及び運転再開の訓練
- (4) 復旧体制及び災害復旧訓練
- (5) 防火訓練
- (6) 消防訓練
- (7) その他必要な訓練

2 地震防災総合訓練を関係地方機関の参加のもとに、年1回以上実施する。

第2節 地震防災上必要な教育

関係社員に対し講習会・説明会の開催、パンフレットの配布等を行うとともに、平常業務を通じて次の各号に掲げる事項について必要な教育を行うものとする。

- (1) 注意情報、予知情報及び警戒宣言の性格並びにこれに基づきとられるべき措置
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震防災応急対策に関する知識
- (4) 地震災害応急対策に関する知識
- (5) 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (6) 被教育者が果たす役割

(7) その他必要な事項

第3節 関係機関への応援要請

- 1 警戒宣言が発せられたとき及び発災したときに効率的な協力が得られるよう警察、消防等関係機関とあらかじめ協議のうえ、実施要領等を定めておくものとする。
- 2 強化地域内の地方機関は、当該地域内外の関係地方機関とあらかじめ打合せのうえ、地震災害応急対策に関する広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第4節 消防対策

- 1 火気管理、指導の徹底等出火防止対策について必要な措置を講じておくものとする。
- 2 消防計画に基づいて、消防設備を点検整備し、消防体制を定めておくものとする。
- 3 火災から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を点検整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第5節 非常用食料、応急復旧用資材等の確保

- 1 発災時に備えて必要に応じて、保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。
- 2 応急復旧用資材等の配備状況を点検のうえ、必要に応じ備蓄をはかるものとする。